



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第10号)

目次

ページ

病院管理規程

- 群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(総務課) 2
- 群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同) 2
- 群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同) 2
- 群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県病院局事業職員旅費規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県病院局公文書管理規程の一部を改正する規程(同) 5

■ 病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、「財務係」の下に、「戦略企画係」を加え、「病院改革・DX推進係」を「業務改善・DX推進係」に改め、同条第二項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

第六条第一項及び第二項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号、第四条、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第二項及び第十六条並びに別表第二病院局長の項及び総務課長の項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

別表第三企業出納員の項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

別表第四病院局長の項第二十三号(一)及び(四)並びに第二十四号(一)及び(四)中「総務課長

専決」を「経営戦略課長専決」に改め、同表総務課長の項中

「総務課長」を

「経営戦略課長」

に改め、同項第二十四号(一)及び(三)並びに第二十五号(一)及び(三)中「総

務課長専決」を「経営戦略課長専決」に改める。

別表第五並びに別表第六年次有給休暇の項及び職務専念義務の免除の項中「総務課

長」を「経営戦略課長」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第三条第一項中「病院局総務課財務係長」を「病院局経営戦略課財務係長」に改め

る。

第四条第二項の表中「総務課長」を「経営戦略課長」に改め、同条第三項中「県庁総務課」を「県庁経営戦略課」に改める。

第五条第一項及び第十三条第二項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第三十四条第四項ただし書中「土曜日」を「休日(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。)」に改め、「(銀行法

施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十八条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第二項を削る。

第一百十四条第一項第一号中「を」を「(単価契約及び長期継続契約を除く。)」について、当該契約の性質又は目的により契約書の作成を省略しても支障がないと認められる」に改め、同項第二号中「において、」の下に「あらかじめ契約書を作成し、これに基づいて物品を売り払うことが困難なとき又は」を加え、同項第三号中「契約する」の下に「場合において、契約書を作成する必要がないと認められる」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国が認可した約款又は特約に基づく保険の契約をするとき。

第一百十五条の二第一項中「規則」を「規則等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第一号に規定する規則等で定める契約は、機械器具(電子計算機又は情報通信機器において使用するソフトウェアを含む。以下同じ。)、設備又は車両の借入れに関する契約とする。

3 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第二号に規定する規則等で定める契約は、次に掲げるものとする。

3 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第二号に規定する規則等で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 機械器具又は設備の運用又は管理に関する業務を委託する契約
 二 庁舎又は施設の警備、清掃又は案内に関する業務を委託する契約
 三 複写に係る役務の提供に関する契約
 四 ソフトウェアに関する使用許諾契約
 五 指定納付受託者と締結する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務の取扱いに関する契約

別記様式第三十号中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。
 別記様式第三十二号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営戦略課」に改める。

別記様式第三十二号の二中

検印	精査	田納	田泉

を削り、

田納取扱金融機関領収印	領収日付印

を

領収日付印

に改める。

別記様式第三十四号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営戦略課」に改める。

別記様式第五十号中

「企業田納員」

「企業田納員」

を

に改める。

「田」

別記様式第五十二号及び別記様式第五十四号中「田」を削る。
 別記様式第五十七号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営戦略課」に改める。
 別記様式第六十二号から別記様式第六十四号までの規定中

年 月 日

(池谷田田田)

(池谷田田田)

改める。

附 則

- この規程は、令和四年四月一日から施行する。
- この規程の施行の日において現に改正前の第三十八条の二第一項の規定による指定を受けている者による納付については、なお従前の例による。

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第七項」を「第三条第六項」に、「第三条第八項」を「第三条第七項」に、「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。

第二十一条中「第三条第七項から第九項まで」を「第三条第六項から第八項まで」に改める。

第二十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員旅費規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十号)の一部を次のように改正する。
第三条並びに別表第一病院局長の項及び総務課長の項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 午前九時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後六時まで
第三条第五項第三号の次に次の二号を加え、同項を同条第四項とする。

四 午前八時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時までは
五 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分までは

第三条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七条中「第三条第七項」を「第三条第六項」に、「第三条第八項」を「第三条第七項」に、「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第九号

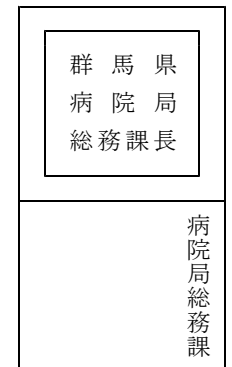
群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局の処務等に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

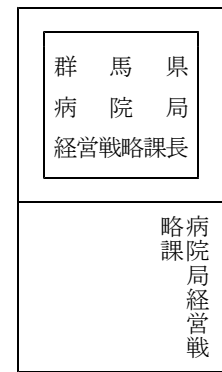
別表管理者印の項、病院局長印の項、病院局印の項中「病院局総務課」を「病院局

経営戦略課」に改め、同表病院局総務課長印の項中「病院局総務課長印」を「病院局

経営戦略課長印」に、



を



に改める。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十号

群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程(平成二十一年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営戦略課」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十一号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第十二号

群馬県病院局公文書管理規程の一部を改正する規程

群馬県病院局公文書管理規程(令和三年群馬県病院管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

第三条(見出しを含む。)及び第四条(見出しを含む。)中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第五条第一項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、同条第二項及び第三項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第六条、第十条及び第十一条中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

別表中「病院局総務課」を「病院局経営戦略課」に、「病総」を「病経」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
